

## 中小企業の振興について

### 1 中小企業の果たす役割

中小企業は、市内事業所の大多数を占め、地域社会を構成する極めて重要な存在であるとともに、経済と雇用を支え、本市の発展及び市民生活の向上をもたらしてきました。

### 2 中小企業を取り巻く環境

近年、人口減少や少子高齢化、情報通信技術の普及拡大等の経済・社会構造の変動に加え、人材獲得競争の激化、消費者行動の変化など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

### 3 中小企業振興基本条例制定の目的

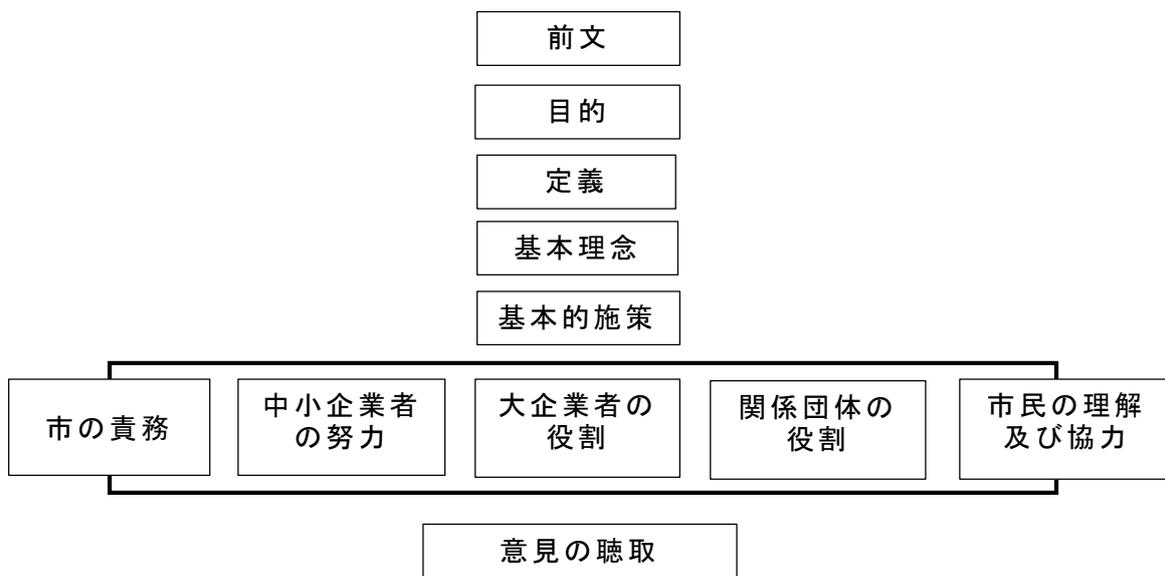
本市が将来にわたり、持続的に成長・発展し続けるためには、本市の地域経済・社会の重要な担い手である中小企業の振興が不可欠であり、中小企業の自助努力と創意工夫を地域社会全体で支援し、本市の発展につなげることを明らかにするための中小企業振興基本条例を制定するものです。

### 4 意見の聴取

条例の制定に当たっては、呉市議会（産業建設委員会）、中小企業関係団体や学識経験者並びに若者・女性経営者等で構成する懇話会、パブリックコメント等により、広く意見を求め、その内容に反映させることとします。

### 5 条例骨子（案）

現在検討している条例案の骨子は次のとおりです。



- (1) **前文**  
条例制定の背景や目的などに関する基本的な事項を記載
- (2) **目的**  
条例の制定の趣旨，この条例により実現しようとする目的を規定
- (3) **定義**  
条例上での用語の定義を規定
- (4) **基本理念**  
中小企業振興を推進していくための基本理念を規定
- (5) **基本的施策**  
基本理念に基づき，市が講ずべき施策の基本的な方向性を規定
- (6) **市の責務**  
基本的施策を推進し，市が努めるべき責務を規定
- (7) **中小企業者の努力**  
中小企業の振興を推進していく上で，中小企業者の自主的な努力が必要であることを規定
- (8) **大企業者の役割**  
中小企業の振興を推進していく上で，大企業者が努めるべき役割を規定
- (9) **関係団体の役割**  
中小企業の振興を推進していく上で，関係団体が努めるべき役割を規定
- (10) **市民の理解及び協力**  
中小企業の振興を推進していく上で，市民の理解及び協力について規定
- (11) **意見の聴取**  
効果的な中小企業の振興を推進していくために，関係者から情報及び意見を求める機会を設けることを規定